

清瀬市内の騒音（AA）地域類型の変更について

1 概要

市では、平成 24 年清瀬市告示第 39 号において指定した「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」により、AA、A、B 及び C の地域類型を指定している。この類型については、従前、都知事が地域類型の指定権限を有していた際の分類を、平成 24 年度に市へと権限が移譲された際そのまま継承したものである。この騒音の地域類型の指定は、用途地域及び自然的条件、住宅等立地状況、土地利用動向等を勘案し、適切な指定をするものである。地域類型の中でも、地域の類型 AA は、地域の土地利用の実態から住宅地以上に特に静穏を必要とする地域のことであるとされており、地域指定の見直しにおいては、おおむね 10 年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うこととされている。

これらのことから、平成 24 年より 11 年を経過する令和 5 年度に、AA の地域類型の地域における環境騒音及び交通騒音の測定を実施し、その他事項と共に地域類型再考の検討を行った。

2 騒音の環境基準に係る AA 類型地域（変更対象地域 別紙【参考 1】参照）

清瀬市の区域のうち松山三丁目 1 番、竹丘一丁目 17 番

竹丘三丁目 1 番から 3 番まで及び竹丘三丁目 10 番までの区域

3 騒音測定結果 （測定地点は別紙【参考 2】参照）

- ・道路に面する地域：3 地点測定中、1 地点の環境基準超過
- ・一般環境地域：3 地点測定中、1 地点の環境基準超過

4 AA 対象地域設定以降の地域環境の変遷

- ・平成 14 年都立職員共済組合病院及び都立清瀬小児病院閉鎖
- ・平成 20 年リハビリテーション学院閉鎖
- ・平成 26 年安眠ゾーン（21 時から翌 6 時までの通行規制）解除
- ・住宅の増加及びマンションの建設による宅地化の進行

5 他地域の AA 類型地域との周辺環境比較（当該地の様子は別紙航空写真参照）

大阪府の AA 類型地域である、大阪府金剛福祉センター周辺（旧大阪府金剛コロニー）においては、森に囲まれた障害福祉施設であり、周辺に住宅や幹線道路等が無い静穏な地域である。これに対し、当市の指定地域は、病院施設等の存在はあるが、住宅、事業所、公園及びグラウンド等のある市街地内にあること加え、付近に幹線道路や鉄道が存在しており、一般住宅地と大きな相違は無い。

6 結果

3から5の測定結果等、地域環境の変遷及び委託専門業者の考察を総合的に精査した結果、次の事由により、AAの地域類型を存続させることは適切でないと判断した。

- ・騒音調査結果について、今回の測定地点は緑地や公園等であり、一般住宅地域や事業所より閑静な場所であったが、その中でも基準を調査する地点があった。住宅地や事業所のある場所等で基準値を厳格に適用する場合、市民生活や事業活動等が制限される恐れがある。なお、別途A地域内でも測定を行ったが、AA地域とされる場所と測定値における大きな差異は生じておらず、閑静な状態が守られている。
- ・当市の対象地域内地域について、開発や病院の廃止等が進み、現在では特別に静穏を要さなければならない地域とは言い難い。
- ・周辺環境について、大阪府のAA地域類型地と比較したところ、大阪府は森に囲まれた障害福祉施設であり、周辺に住宅や幹線道路等が無い静穏な地域である。これに対し、当市の指定地域は、病院施設等の存在はあるが、住宅、マンション、公園及びグラウンド等のある市街地内であることに加え、付近に幹線道路や鉄道が存在しており、A地域類型等の他の地域と大きな差異が無い。

清瀬市の騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	該 当 地 域
AA	清瀬市の区域のうち松山三丁目1番、竹丘一丁目17番、竹丘三丁目1番から3番まで及び竹丘三丁目10番までの区域
A	都市計画法第9条第1項から第4項までに定められた第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域(AAに該当する地域を除く。)及び第2種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	都市計画法第9条第5項から第7項までに定められた第2種住居地域に接する地先及び水面
C	都市計画法第9条第8項から第11項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びにこれらに接する地先及び水面